

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 給料表等

教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)について、主幹教諭及び指導教諭に適用する新たな職務の級を設けることとし、別表のとおり改定すること。

また、教職調整額について所要の措置を講じること。

2 通勤手当

(1) 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用する職員に対する手当の額を、支給単位期間につき、2,600円（自転車以外の交通の用具を使用する場合であって、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を2,600円に加算した額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円））に支給単位期間の月数を乗じて得た額とすること。

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用する職員であって、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、(1)の額から、(1)の額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすること。

3 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を410,900円とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。